

令和5年5月25日
(2023年)

令和5年 夏季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員の令和5年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.2月とし、6月30日に支給する。
- 2 暫定再任用職員の令和5年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.15月とし、6月30日に支給する。
また、会計年度任用職員の令和5年6月期の期末手当の支給月数については、条例どおり1.25月とし、6月30日に支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 4 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、要求に沿えない。引き続き検討する。
- 5 子の短期看護休暇については、対象となる子の範囲を拡大し、現行の小学校修了前の子を義務教育終了前の子に改める。令和5年7月1日から施行する。
- 6 勤務間インターバル制度については、国家公務員及び近隣市の動向を注視しながら、検討を行う。
- 7 定年前職員及び暫定再任用職員の夏期休暇については、現行どおり週5日勤務者は5日、週4日勤務者は4日付与する。夏期休暇の対象となる会計年度任用職員については、現行どおり5日の範囲内で勤務日数に応じて付与する。
夏期休暇の完全取得及び年次休暇の取得促進を考慮し、今後、取得できる期間を6月1日から8月31日までの間とし、延長の取扱いは最大9月30日までとする。ただし、経過措置として、令和5年度に限り、延長の取扱いを最大10月31日までとする。その他は従来どおりとする。
また、夏期休暇の完全取得及び年次休暇の取得促進に向けて一層の対応を図る。

- 8 災害時にやむを得ず、通常の通勤経路と異なる経路で出勤・退勤した時の実費弁償については、関係所管で検討を進める。
- 9 会計年度任用職員の時差勤務については、合理性を考慮しながら、適用についての検討を行う。
- 10 会計年度任用職員の勤勉手当については、令和6年4月1日に施行される地方自治法の改正に基づき、令和6年度からの支給に向けて準備を進める。
- 11 会計年度任用職員の給与改定の取扱いについては、本市の改定のあり方等を踏まえると、現在の取扱いが適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 12 会計年度任用職員の病気休暇については、期間を拡大し、現行の最大12日を最大14日に改める。令和5年7月1日から施行する。